

未成年者の口座開設に関する特約

熊本銀行

未成年者の口座開設にあたっては、本特約を適用させていただきます。

1. (申込条件)

- (1) 本人による申込は、15歳以上から可能です。
- (2) 18歳未満の方は法定代理人（親権者）の代理申請により申込み可能です。
- (3) 未成年のお客さまが、本人による口座開設を申し込む場合は、お客さまは口座開設の申込および本規定の内容について、法定代理人（親権者）の同意を得たことにつき表明・保証したものに限り申込み可能です。

以上

(2 0 2 5 年 1 2 月 1 日現在)